

## 株主コミュニティに関する取扱要領

野村證券株式会社

野村證券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、日本証券業協会（以下、「協会」といいます。）の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づき、当社が運営する株主コミュニティに関して、この取扱要領を定め、公表いたします。

株主コミュニティ制度とは、金融商品取引業者が非上場株式の銘柄ごとに「株主コミュニティ」（投資意向を有する投資者を帰属させるための集合体）を組成し、これに参加した投資者のみが当該銘柄の取引を行うことができる仕組みです。

個別銘柄に関する事項については、それぞれの契約締結前交付書面にて説明を行います。

### 1. 法令遵守等

当社は、協会より運営会員としての指定を受けて、銘柄ごとに株主コミュニティの組成及び運営を行います。また、株主コミュニティについて、法令規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、株主コミュニティにおける取引を公正かつ円滑に行います。

### 2. 銘柄及び発行者についての審査

- (1) 当社は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券及びその発行者につき、当社の社内規程に従って、次の①から⑥の事項について厳正に審査を行います。なお、当社は募集又は私募の取扱いを行いません。
  - ① 発行者及びその行う事業の実在性
  - ② 発行者の財務状況
  - ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
  - ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
  - ⑤ 当社と発行者との利害関係の状況
  - ⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
- (2) 当社は原則として株券不発行会社の株式を取り扱います。
- (3) 当該審査においては、会社法に基づく事業報告・計算書類、有価証券報告書（発行者が有価証券報告書を提出している場合に限る。）、その他発行者に関する資料の精査のほか、発行者の所在地への訪問及びヒアリング等を実施します。
- (4) (1) ④については、発行者及びその関係者（発行者と支配関係等のある会社や当該発行者の役員、当該発行者の主な取引先や主要株主等）が反社会的勢力との関係性（資本関係、人的関係、取引関係等）を有していないかを審査します。

株主コミュニティを組成する際は、発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容を含む契約書を取り交わします。

- (5) 当社は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存します。

### 3. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の一般公表等

- (1) 株主コミュニティに参加していない投資者を含む、すべての投資者に対して行う情報の一般公表の内容は、以下の通りです。
- ① 当社が株主コミュニティを運営し、投資勧誘を行う店頭有価証券（以下、「株主コミュニティ銘柄」といいます。）の銘柄名
  - ② 当該株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を掲載する Web ページの URL（Web サイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号）
  - ③ 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の株主に対する特典
  - ④ 当該株主コミュニティ銘柄に関する売出しを行っている場合は、その旨及び申込期間
- (2) (1)の内容は、当社 Web サイト (<https://www.nomura.co.jp/retail/stock/kabucommunity/>) 又は本支店の店頭にて公表します。
- (3) 当社は、当社が運営している株主コミュニティに参加していない投資者から (1) の内容以外の当該株主コミュニティ銘柄に関する情報を求められた場合、次に掲げる情報を提供いたします。
- ① 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、不特定多数の者が閲覧できる Web ページに掲載している情報（有価証券報告書を含む）
  - ② 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報
  - ③ 当該株主コミュニティ銘柄の約定に関する情報
- (4) 株主コミュニティ銘柄についてのお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。

### 4. 株主コミュニティへの参加

- (1) 投資者が株主コミュニティに参加する場合の手続は以下の通りです。
- ① 当社は、投資者から株主コミュニティ銘柄について問い合わせを受けた場合、投資者に対し「当該銘柄が株主コミュニティ銘柄であり、株主コミュニティ制度に基づき売買が行われているため、一般公表及び上記 3. (3) 以上の情報提供を受け取引を行うには当該銘柄の株主コミュニティに参加する必要がある旨」

を説明します。

- ② 当社は、投資者が当該銘柄の株主コミュニティへの参加を申し出た場合、投資者に対して次に掲げる事項について書面及び口頭にて情報を提供します。
  - ・ 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等の株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
  - ・ 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は閲覧する方法として、当社本支店に当該情報を備え置き、当該株主コミュニティ銘柄の参加者（以下、「参加者」といいます。）のみが閲覧可能であること
- ③ また、当社は、初めて株主コミュニティに参加を希望する投資者に対し、株主コミュニティ銘柄のリスク等を記載した所定の説明書を交付・説明し、投資者から「株主コミュニティ銘柄の取引に関する確認書」を差し入れていただきます。また、参加を希望する株主コミュニティ銘柄ごとに、投資者から「株主コミュニティ銘柄参加申請書」を差し入れていただきます。
- ④ 当社は、参加を申し出た投資者について、次に掲げる基準に適合するか確認し、適合することが確認できた場合についてのみ参加手続を行います。
  - ・ 株主コミュニティ制度の趣旨を理解できること
  - ・ 株主コミュニティ銘柄の発行者が当該株主コミュニティへの参加を認めた者であること
  - ・ 現在既に株主であること、株主でない場合には株主コミュニティ銘柄に投資するリスクを受容できること
  - ・ 当社に証券取引口座を有すること
  - ・ 反社会的勢力に関係しないこと
  - ・ その他当社が必要と認める事項なお、上記の基準に適合しない場合であっても、株主コミュニティ銘柄の株式を保有していることその他一定の基準に適合する者については、保有する株式の売却のみ可能という条件付で参加手続を行うことがあります（以下、当該条件付で参加手続を行った者を「売却限定参加者」といいます。）。

(2) 株主コミュニティへの参加を希望する投資者からのお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。

## 5. 株主コミュニティの参加者に限定して行う発行者等に関する情報の提供

- (1) 当社は、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する次に掲げる情報を取得します。
  - ① 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書（以下、「有価証券届出書等」といいます。）を作成する発行者においては、その情報
  - ② 有価証券届出書等を作成していない発行者においては、会社法に基づく計算書

類及び事業報告等

- ③ 上記①又は②に掲げる情報以外の情報で、当社が取得し、当該参加者に提供することが適当と認められる情報
- (2) (1) の情報については、遅滞なく入手し、当社本支店に備えおき、参加者が閲覧できるようにします。
- (3) (1) の情報については、参加者が希望すれば、当社より印刷したものを交付します。また、必要に応じて、発行者の Web サイト等を案内するなど、情報の取得方法をお伝えします。
- (4) 参加者からの情報提供に関するお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。

## 6. 株主コミュニティ銘柄の取引及び受渡し

- (1) 参加者による株主コミュニティ銘柄の取引、売買の付け合わせの申し込みや注文等に関するお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。付け合わせとは、参加者からの買付又は売却に係る株数や価格の提示を他の参加者からの売却又は買付に係る株数や価格の提示と比較し、株数や価格を対当させることができる組み合わせを確定させることをいいます。付け合わせの申し込みとは、参加者が当社に対し、株主コミュニティ銘柄に係る買付又は売却の別、当該買付又は売却に係る株数や価格を提示し、付け合わせに参加する意思を表示いただくことをいいます。
- (2) 取引及び受渡しは以下の通り行います。
  - ① 当社の本支店では、毎営業日、参加者から売買の付け合わせの申し込みを承ります。なお、付け合わせの申し込みの有効期間は、申し込みをいただいた日より 11 か月間となります。また、付け合わせの申し込みをいただいた日程によっては、翌月の付け合わせからの参加となります。
  - ② 当社は、参加者が付け合わせの申し込みを行う際に「契約締結前交付書面」を交付し、その内容について参加者の理解度等に応じて説明します。なお、その際に適合性の確認を行い、次に掲げる不正行為に該当しないかを確認します。
    - i. 金融商品取引法第 157 条の不正行為や第 158 条の風説の流布等の禁止行為
    - ii. 協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づく禁止行為また、参加者が売却をご希望の場合、当社は、直近の株主名簿又は株主名簿記載事項証明書等により株主であること及び保有株式数を確認してから付け合わせの申し込みを受け付けます。なお、付け合わせの申し込みを行う際に、売却をご希望の株式は、当該売却申し込みの有効期間内においては、当社が組成する株主コミュニティ外での売却を行わない旨を当社に対して誓約していただきます。

- ③ 当社は、原則として月 1 回、付け合わせが成立する可能性がある参加者にあらかじめ連絡し、付け合わせを行ってよいかご意向を確認したうえで付け合わせを行います。なお、付け合わせの前に参加者に連絡がつかなかった場合、当該参加者はその月の付け合わせに参加できません。
  - ④ 当社は、付け合わせの結果を③にて付け合わせのご意向を確認した参加者に連絡し、当該参加者より買付又は売却の注文を受注します。なお、買付代金は、原則としてあらかじめお伝えした受注期間の初日までに参加者名義の当社口座にご入金いただきます。
  - ⑤ 当社は、買付又は売却の注文を行った参加者と当社との間で売買に係る約定を成立させます。受注後においても、他の参加者との受注又は取消等の状況により、当社が約定を成立させられない可能性がありますのでご留意ください。
  - ⑥ 付け合わせの申し込みに係る株数の全部又は一部について約定が成立した場合は、当該付け合わせの申し込みは全て失効します。付け合わせの申し込みに係る株数のうち全部が約定できなかった場合（付け合わせにより対当できなかった場合、付け合わせ後に約定できなかった場合、いずれも含む）は、当該申し込みは有効期間内であれば自動的に継続します。
  - ⑦ 買付代金は、受渡日（約定日から起算して 3 営業日目）に、当該買付の注文を行った参加者名義の当社口座からお支払いいただきます。約定が成立しなかった場合は、引き続き当社の **MRF** 又は預り金といたします。
  - ⑧ 売却代金は、受渡日（約定日から起算して 3 営業日目）に、参加者名義の当社口座にお支払いします。
  - ⑨ 名義書換手続は、当社が発行者又は株主名簿管理人に取り次ぎます。
  - ⑩ その他は当社又は発行者が定める方法によります。
- (3) 当社は、原則として株主コミュニティ銘柄に係る申し込みの受付及び付け合わせ等を前項に記載の通り行いますが、投資判断に影響を与えるおそれのある事象が生じた場合及び法令遵守の観点等で、当社の判断により取扱い（申し込みの受付及び付け合わせを含む）を変更することがあります。

## 7. 株主コミュニティからの脱退

- (1) 当社は、参加者が株主コミュニティから脱退する場合、参加者から「株主コミュニティ銘柄脱退申請書」を差し入れていただきます。なお、当社が「株主コミュニティ銘柄脱退申請書」を受け入れた時点で約定していない買付申し込み及び売却申し込みは失効します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかの事象が生じた場合、参加者は株主コミュニティから脱退したものとします。なお、当該事象が生じたことを当社が確認した時点で約定していない買付申し込み及び売却申し込みは失効します。

- ① 参加者の死亡を確認した場合
  - ② 参加者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合
  - ③ 「8. 株主コミュニティの解散」の(1)①から④までに掲げる事由により、株主コミュニティが解散した場合
  - ④ 参加者が「4. 株主コミュニティへの参加」の(1)④に掲げる基準に適合しないこととなった場合
  - ⑤ 売却限定参加者が株主コミュニティ銘柄を保有しないこととなった場合
  - ⑥ その他当社が定める事由が発生した場合
- (3) 株主コミュニティからの脱退を希望する参加者からのお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。

## 8. 株主コミュニティの解散

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は株主コミュニティを解散し、その旨を当社 Web サイト (<https://www.nomura.co.jp/retail/stock/kabucommunity/>) に掲載するとともに、当該銘柄に係る参加者に対して書面により通知します。解散した場合は、全ての参加者が当該銘柄の株主コミュニティから脱退したこととなり、その時点で約定していない買付申し込み及び売却申し込みは失効します。
- ① 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が以下のいずれかの事項に該当した場合
    - ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場した場合
    - ・ 解散した場合
    - ・ 破産手続、再生手続又は更生手続等の開始の申し立てをした又は申し立てがなされた場合
    - ・ 反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合
  - ② 当社が協会により運営会員としての指定を取り消された場合
  - ③ 発行者と当社の間で締結された株主コミュニティの運営に関する契約が終了した場合
  - ④ その他、当社が必要と認める場合
- (2) 株主コミュニティの解散についてのお問い合わせは、当社本支店及びコンタクトセンターにてお受けいたします。

野村證券株式会社

- ・ 本支店（各本支店への連絡先は下記 Web サイトをご参照ください。  
<https://www.nomura.co.jp/branch/>）
- ・ コンタクトセンター（0570-077-000）

2019年7月17日作成

2019年7月30日改訂

2019年8月9日改訂

2024年4月1日改訂